

生活困窮者への緊急支援活動助成 実施要項(第2版)

社会福祉法人群馬県共同募金会

1 趣旨

生活福祉資金のコロナ特例貸付の償還が始まるなか、借受人の中には償還が困難な人や、償還ができたとしても引き続き生活が厳しい人も多く、社会福祉協議会及び NPO 等(以下「支援団体」とする。)では、生活支援を含めた相談対応を継続的に行っています。

こうした相談対応を行うなかで、生活困窮者に対するアウトリーチ支援やつながるきっかけづくりとして、緊急支援用の食料品や日用品等の配付が有効であるとの声が支援団体から上がってきています。

そのような状況に鑑み、群馬県共同募金会(以下「本会」という。)は、支援団体が行う緊急的な生活支援及び継続的な相談対応を行う事業に対して助成します。

なお、本助成は、中央共同募金会が行う同助成と連携して行うものです。

2 助成内容

(1) 申請者(助成対象となる支援団体)

県市町村社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等(法人格の有無は不問)

(2) 対象事業

- ・食料や日用品の配付をきっかけとしたアウトリーチ支援・相談支援事業
- ・生活困窮に関する電話相談・SNS 相談等の事業
- ・生活困窮支援の実施を前提としたニーズ把握調査(アンケート、電話、訪問等)

(3) 対象経費

当該事業実施にかかる直接経費を対象とします(ただし人件費、謝金は対象外です)。

- ・消耗品費(配付する食料品や日用品等、配付作業に必要な消耗品など)
- ・備品費(配付物品管理に必要な備品など)
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

(4) 対象外経費

- ・事業にかかる人件費、謝金
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・当該申請事業を実施する以前から使用し続けている場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・その他当該事業の実施に必要と判断しかなる経費

(5) 助成対象期間

令和5年度内(令和6年3月末まで)

(6) 助成額

- ・1申請者あたり50万円を上限額とします。(助成総額は300万円の予定)

3 申請方法

所定の申請書及び必要書類を、令和5年12月15日(金)までにEメールで提出してください。

×切日以降は受付いたしません。

4 助成決定及び助成金交付

所定の審査を経て、令和5年12月22日(金)までに助成決定し、12月25日付で振込送金します。

5 事業実施及び精算

助成決定後直ちに事業に着手してください。

助成対象期間終了後、令和6年4月22日(月)までに所定の完了報告書を提出し、助成金に残金がある場合は返金してください。

6 その他

(1) 申請多数の場合は、次の要件を優先して選定します。

- ・過去の生活困窮者支援等の実績を事業報告書や広報誌、web等で確認でき、本助成の目的に沿った緊急性の高い事業を確実に実施しうると判断できる団体であること。

- ・本助成終了後も事業を継続する見込みがあるもの。

(2) 本要項に規定するほか、本助成に関し必要な事項については、中央共同募金会との協議を踏まえて本会会長が定めます。